様式第2号(第5条関係)

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

身延町教育委員会

教育長　　　　　　　㊞

特別支援学級就学奨励費支給決定（申請却下）通知書

　次のとおり特別支援学級に就学する児童生徒の就学奨励費の支給を決定（申請を却下）します。

特別支援学級就学奨励費対象者

1　児童・生徒名

2　学校名(学年)　　　　　　　　　　学校(　　年)

3　予　定　期　間　　　　　　年　　月　　日～　　　　年　　月末

1. 申請を却下する理由

(教示)

　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に身延町教育委員会に対して審査請求をすることができます。

　また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、身延町を被告として(訴訟において身延町を代表する者は、身延町教育委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に提起しなければなりません。